令和7年2月 経済局漁業室

(Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources: CCAMLR)

概要

> 目的 南極の海洋生物資源について、漁獲対象種並びにその関連種及び依存種を含 め、合理的利用を図りつつ保存する。

▶ 設立条約

南極の海洋生物資源の保存に関する条約 (Convention on the Conservation of Antarctic Marine Living Resources)

> 我が国での効力発生

1982年4月7日(署名:1980年9月20日)

▶ 委員会メンバー国等(27)

日本、アルゼンチン、豪州、ベルギー、ブラジル、チリ、中国、エクアドル、フラン ス、ドイツ、インド、イタリア、韓国、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ノル ウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英 国、米国、ウルグアイ、EU

(委員会は、条約の原加盟国又は条約発効後の加入国であって条約適用対象の海洋生物 資源に関する調査活動または採捕活動を行っている国等で構成される。条約加盟国では あるが委員会メンバーではない国は、ブルガリア、カナダ、クック諸島、フィンランド、ギリシ ア、モーリシャス、パキスタン、パナマ、ペルー、バヌアツの10か国。)

▶ 事務局所在地

ホバート(オーストラリア)

> 対象魚種

メロ(マゼランアイナメ)、オキアミ等の南極海洋生態系に属する海洋生物資源

> 保存管理措置

従来のオキアミ漁業に関する保存措置の他、近年のメロ(マゼランアイナメ)に 関する違法・無報告・無規制(IUU)漁業の増大を背景に、メロ漁業に関する保 存措置を強化(漁獲証明制度、規制遵守措置、漁船監視システム(VMS)情報の 事務局集中化等)。また、2011年に海洋保護区(MPA)設置のための一般枠組 みに関する保存管理措置が採択されて以降、MPAの設置に関する議論に多く の時間が割かれている。

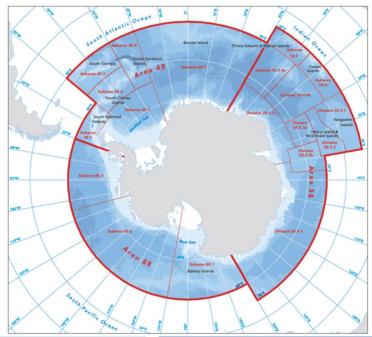
条約適用水域



Statistical Area







主な魚種の我が国漁獲量 (単位:t)

	ノロ	オキアミ
2014年漁期	185	2013年以降、 漁獲なし
2015年漁期	194	
2016年漁期	183	
2017年漁期	352	
2018年漁期	351	
2019年漁期	210	
2020年漁期	112	
2021年漁期	213	
2022年漁期	261	
2023年漁期	240	

主な魚種の漁獲量 (上位4か国)(単位:t)

メロ(2023年)		
6,042		
2,911		
1,759		
1,647		
オキアミ(2023年)		
285,132		
72,591		
35,781		
18,723		

(出典: CCAMLR)